

地震に強い 安心・安全な 県有建築物

— 県有建築物の耐震補強工事 —

茨城県では、平成19年3月策定の「茨城県耐震改修促進計画」に基づき、昭和56年以前の建築で、強度不足と診断された建物の耐震補強工事を実施中。今回の東日本大震災によって、多くの建物が被害を受けましたが、耐震補強工事が完了していた建物の被害は、軽微。

耐震補強工事をしていなかった建物



昭和43年建築の建物



昭和43年建築の校舎

昭和48年建築の体育館

耐震補強工事を実施していなかった建物は、地震による建物の被害が大きく、そのまま使用することが不可能。

耐震補強工事をしていた建物



事務所(平成22年3月工事完了)



県立高等学校(平成22年10月工事完了)

『茨城県耐震改修促進計画』とは・・・

平成18年の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正に伴い、平成19年3月に策定。この計画に基づき、昭和56年以前に建築した全ての県有建築物の耐震診断を平成22年度末までに完了。この結果、建物の強度が不足していると判断されたものについては、平成27年度末までに耐震補強工事を完了させる予定。

※ 耐震診断の結果、県立高等学校や県合同庁舎などの建物の約7割は『耐震補強工事が必要』。
県ではこの結果をもとに、引き続き耐震補強工事を予定。

